

3 特別会計

国民健康保険事業費(歳入) 保健局
国民健康保険料の推移(現年度分)

(単位:千円)

項目	令和3年度決算額			令和4年度決算額			令和5年度決算額			令和6年度当初予算			令和7年度当初予算			対前年度増減		
	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額
国保料	8,080,784	95.3	7,703,692	8,428,471	94.4	7,953,243	7,985,695	94.2	7,546,790	7,879,735	96.0	7,563,756	7,734,365	96.3	7,450,513	△ 145,370	0.3	△ 113,243

保健局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

《被保険者数の推移》 (単位:人)

3 決算	4 決算	5 決算	6 当初	6 決見	7 当初
92,562	89,186	84,537	80,356	80,367	76,966

《世帯数の推移》 (単位:世帯)

3 決算	4 決算	5 決算	6 当初	6 決見	7 当初
63,608	62,084	59,709	57,003	57,277	54,823

- (1) **給付関係事務経費** 46,004
 高額療養費等の給付並びにレセプト点検等の医療費適正化に関する事務経費を支出する。 (37,562)
- (2) **資格賦課関係事務経費** 85,518
 国民健康保険料決定通知書や資格確認書の送付等、被保険者の資格管理及び保険料の賦課に関する事務経費を支出する。 (82,559)
- (3) **保険料収納関係事務経費** 152,798
 保険料収納率の向上を図るため、口座振替やコンビニ収納、保険料収納業務委託等の保険料収納に関する事務経費を支出する。 (138,213)

主要 滞納世帯に係る財産調査の効率化を図るため、預貯金調査ワンストップD X ツールを導入する。

No. 94

《収納率の推移（現年度）》

3 決算	4 決算	5 決算	6 当初	6 決見	7 当初
95.33%	94.36%	94.24%	95.99%	93.66%	96.33%

- (4) **電算入力委託事業費** 15,603
 事務の適正化及び合理化を図るため、例日収入分納付済通知書等のパンチ入力等を委託する。 (10,310)
- (5) **国民健康保険システム関係事業費** 444,203
 国民健康保険システムに係る機器賃借料、同システムの改修業務・運用保守業務委託料及びシステムの標準化対応経費を支出する。 (549,021)

【款：総務費 項：総務管理費 目：連合会負担金】

- (6) 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 15,025
診療報酬の審査支払業務や国民健康保険事業に関する調査研究等、保険者の共同目的を達成するために必要な業務を行う国民健康保険団体連合会に対して負担金を支出する。 (15,077)

【款：総務費 項：徴収費 目：滞納処分費】

- (7) 滞納処分経費 11,056
収納率の向上及び被保険者間の負担の公平を図るため、保険料未納者に対して督促状及び催告書の送付を行う。 (8,403)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：療養給付費】

- (8) 療養給付費 25,640,542
被保険者の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。 (26,374,626)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：療養費】

- (9) 療養費 384,578
被保険者が被保険者証、マイナ保険証又は資格確認書を持たずに医療機関を受診して医療費の全額を支払った場合などにおいて、保険者が負担すべき額を給付する。 (397,549)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：審査支払手数料等】

- (10) 審査支払手数料等 81,501
診療報酬の審査支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。 (84,364)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：高額療養費】

- (11) 高額療養費 3,374,254
被保険者の負担を緩和するため、一部負担金の支払額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を給付する。 (4,121,849)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：高額介護合算療養費】

- (12) 高額介護合算療養費 3,755
被保険者の負担を緩和するため、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を介護保険と按分のうえ給付する。 (4,463)

【款：保険給付費 項：移送費 目：移送費】

- (13) 移送費 99
被保険者が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。 (99)

【款：保険給付費 項：給付諸費 目：出産育児一時金】

- (14) 出産育児一時金 145,000
被保険者が出産したとき、出産育児一時金として 50 万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は 48 万 8 千円）を給付する。 (173,000)

【款：保険給付費 項：給付諸費 目：葬祭費】

- (15) 葬祭費 25,950
被保険者が死亡したとき、葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を給付する。 (28,600)

【款：保険給付費 項：給付諸費 目：結核・精神医療付加金】

- (16) 結核・精神医療付加金 37,379
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の公費承認医療費について、費用額の5%又は自己負担額のいずれか少ない額を給付する。 (37,084)

【款：保険給付費 項：給付諸費 目：傷病手当金】

- (17) 傷病手当金 500
給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染する等により勤務ができず、給与等の支払を受けることができなかった場合、国の基準に基づき傷病手当金を支給する。 (3,500)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：医療給付費分納付金 目：医療給付費分納付金】

- (18) 医療給付費分納付金 7,983,349
県内の市町が被保険者の疾病等に関して行った療養の給付等に係る費用を賄うため、県が定めた金額を県の国民健康保険事業特別会計に支出する。 (8,431,243)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：後期高齢者支援金等分納付金 目：後期高齢者支援金等分納付金】

- (19) 後期高齢者支援金等分納付金 2,677,624
県内の市町における後期高齢者医療制度に係る経費を賄うための支援金について、県が定めた金額を県の国民健康保険事業特別会計に支出する。 (2,780,058)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：介護納付金分納付金 目：介護納付金分納付金】

- (20) 介護納付金分納付金 984,780
県内の市町における介護保険第2号被保険者のうち、国民健康保険加入者分の納付金を賄うため、県が定めた金額を県の国民健康保険事業特別会計に支出する。 (1,071,479)

【款：保健事業費 項：特定健康診査等事業費 目：特定健康診査等事業費】

- (21) ヘルスアップ尼崎戦略事業費 297,377
主要 ① ヘルスアップ健診事業 (359,745)
No. 50 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導等
No. 51 を実施するとともに、あらゆる機会を通じて、健診受診率向上や、正しい
No. 52 生活習慣の定着等を目指す。

《健診・保健指導実績》

			3 決算	4 決算	5 決算	6 当初	7 当初
健診受診者総数		(人)	29, 227	29, 717	30, 721	45, 001	41, 259
(再掲)	特定健診受診者数	(人)	19, 504	18, 109	16, 859	24, 864	23, 554
	特定健診受診率	(%)	31. 4	31. 3	30. 8	42. 0	42. 0
保健指導実施者数		(人)	9, 399	8, 780	10, 215	－	－
(再掲)	特定保健指導完了者数	(人)	865	765	718	1, 534	1, 481
	特定保健指導完了率	(%)	39. 1	39. 0	40. 0	60. 0	60. 0

② ヘルストレンド事業

医療費適正化効果の評価のため、国保データベース（KDB）システムを活用して受診状況や服薬状況等の分析を行い、保健指導につなげる。

③ ヘルスアプローチ事業

ヘルスアップ健診事業による生活習慣改善が継続しやすいよう、市民の健康実態や健診意義を周知し、受診率向上を目指すとともに、より良い生活習慣を継続できる環境づくりを行う。

【款：保健事業費 項：保健事業費 目：保健事業費】

(22) 重複・頻回受診者訪問指導事業費

216

被保険者のうち、重複・頻回受診者への訪問指導により適正受診を促すことで、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。

(216)

(23) あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費

9, 030

被保険者のあんま・マッサージ・はり・きゅうの施術費の一部助成を行う。

(10, 467)

利用回数 1 人年間 12 回

単 価 1 回当たり 大人 1, 000 円、小人 500 円

《延べ利用回数の推移》

(単位:回)

	3 決算	4 決算	5 決算	6 当初	6 決見	7 当初
大 人	12, 803	11, 651	10, 815	10, 462	9, 851	9, 028
小 人	24	12	0	9	16	3

(24) 医療費通知等経費

47, 056

被保険者に対する医療費等の通知及び医療費適正化効果の高い後発医薬品に転換可能な薬剤を服用中の被保険者に対し差額等に係る通知を行う。

(36, 895)

通知の実施回数 医療費通知 年 6 回、差額通知 年 3 回

【款：基金積立金 項：基金積立金 目：国民健康保険事業基金積立金】

- (25) 国民健康保険事業基金積立金 1,047
 尼崎市国民健康保険事業基金条例に基づき、本市国民健康保険事業における財政
 の健全な運営を図るための財源として、前年度決算剰余金等を同基金に積み立て
 る。

《基金残高の推移》 (単位：千円)

3 末残高	4 末残高	5 末残高	6 末残高	7 積立	7 取崩	7 末残高
2,594,450	2,181,373	1,926,804	1,445,673	1,047	129,401	1,317,319

【款：諸支出金 項：諸費 目：分担金及び負担金】

- (26) 尼崎市保険鍼灸師会等補助金 288
 あんま・マッサージ・はり・きゅうに係る施術費助成事業の円滑な運営を図る
 ため、尼崎市保険鍼灸師会等に補助金を支出する。 (576)

【款：諸支出金 項：諸費 目：償還金及び還付加算金】

- (27) 保険料過誤納金還付金 63,700
 被保険者が納付した保険料が過誤納となった場合に当該保険料の還付を行う。 (59,500)
- (28) 保険給付費等交付金償還金 89,100
 県から交付される保険給付費等交付金のうち、普通交付金について、実績報告
 額が概算交付額を下回る場合に余剰分を返還する。 (96,100)

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

- (29) 予備費 1,000
 予備費 (1,000)